

# やがたない!! 札幌市が制定しようとしている 「子どもの権利条例」 皆さん、知っていますか?

札幌市子どもの権利条例は、昨年2月の市議会で多くの問題点を抱えていることなどから、否決されています。

それにもかかわらず上田市長は今回5月の市議会に再び提案し、制定しようとしています。

この条例が制定されると



このようなことが起こる心配があります。

だから自民党は「子どもの権利条例」に反対します!!

# 自民党が条例に反対する主な理由は次のとおりです。

- 子どもの権利は、日本の憲法や法律、国連の子どもの権利条約などで保障されています。
- 権利だけを定め、責任の定めがなければ、家庭崩壊や学級崩壊さらにいじめなど新たな権利侵害を生みかねません。権利を守る条例が権利を侵害する条例になる心配があります。
- 子どもも多くの人と生活している以上、権利も責任も同じように大切にすべきです。
- 家庭の躾(しつけ)や学校教育のあり方にまで条例が干渉することになりかねません。
- たくさんのお金をかけて新たな救済機関をつくるのではなく、現在の相談機関をより身近にし、充実していくべきです。

## 校長先生とPTA会長さんのご意見

自民党は、市内の全ての小・中・高校の校長先生とPTA会長さん(774人)を対象にして、子どもの権利条例についてのアンケート調査(平成20年4月実施)を行いました。この概要をお知らせします。

質問

1

条例を  
制定する  
必要性があると  
思いますか?

①ある・どちらかというとあると思う・・・ 40%

②どちらともいえない・・・・・・・・ 14%

③ない・どちらかというとないと思う・・・ 45%

●賛成意見①の理由の中で最も多かったのは、「権利侵害から救済する仕組みを定めて、子どもたちを守ることができる」でした。

●反対意見③の理由の中で最も多かったのは、「権利だけを定め、責任についての定めがなければ家庭での躾(しつけ)や学校での教育指導に支障や混乱が生じる懸念がある」でした。

質問

2

新たに  
救済機関を  
設置する必要性が  
あると思いますか?

①ある・どちらかというとあると思う・・・ 38%

②どちらともいえない・・・・・・・・ 17%

③ない・どちらかというとないと思う・・・ 41%

●賛成意見①の理由の中で最も多かったのは、「現在ある相談機関よりも勧告など強い権限をもって、相談から救済までを行う救済機関が必要である」でした。

●反対意見③の理由の中で最も多かったのは、「現在の相談機関の周知徹底と組織・人員体制の充実強化を図るべきである」でした。

自民党は、さまざまな考え方をもつ市民の皆さんがある程度の認識を深め、子どもたちを守り育んでいくためには、

**条例という法律にたよるのではなく、憲章や宣言その他市民の皆さんのが望ましいと考える方法によるべきと考えます。**



札幌市議会自由民主党議員会

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 TEL(011)211-3207・FAX(011)218-5119 jimin-1@bz01.plala.or.jp